



山形県公報

令和4年5月17日(火)
第304号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

○土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……489

### 公 告

○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(工業技術センター) ……同  
○同……………(酒田光陵高等学校) ……490

## 告 示

### 山形県告示第417号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、最上川中流土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所        |
|----------|-----------|------------|
| 理 事      | 丹 野 才 兵 衛 | 山形市大字今塚1番地 |

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量  
山形県工業技術センター庁舎に係る電力の供給  
契約電力439キロワット 使用電力量1,534,368キロワットアワー
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県工業技術センター 総務課 山形市松栄二丁目2番1号 電話番号023(644)3222
- 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月25日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号
- 随意契約に係る契約金額

（契約電力に対する単価）

| 期 間                | 基本料金単価（1kwにつき） |
|--------------------|----------------|
| 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | 1,627.77円      |

（使用電力量に対する単価）

| 期 間                |      | 電力量料金単価（1kwhにつき） |
|--------------------|------|------------------|
| 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | 夏季   | 16.81円           |
|                    | その他季 | 15.62円           |

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年5月17日

山形県立酒田光陵高等学校長 藤 田 雅 彦

1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量

山形県立酒田光陵高等学校に係る電力の供給

契約電力376キロワット、使用電力量553,083キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立酒田光陵高等学校 酒田市北千日堂前字松境7番地の3 電話番号0234(28)8833

3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月17日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号 松波プラザ2階D号室

5 随意契約に係る契約金額

（契約電力に対する単価）

| 期 間                       | 基本料金単価（1kWにつき） |
|---------------------------|----------------|
| 令和4年4月1日から<br>令和7年3月31日まで | 1,627.77円      |

（使用電力量に対する単価）

| 期 間                       |      | 電力量料金単価（1kwhにつき） |
|---------------------------|------|------------------|
| 令和4年4月1日から<br>令和7年3月31日まで | 夏季   | 16.81円           |
|                           | その他季 | 15.62円           |

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当